議案第62号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年6月18日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

南あわじ市条例第 号

南あわじ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

南あわじ市国民健康保険税条例 (平成 17 年南あわじ市条例第 124 号) の一部 を次のように改正する。

第2条第2項中「及び資産割額」を削り、同条第3項中「及び資産割額」を 削り、同項ただし書中「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「及び資 産割額」を削る。

第3条第1項中「100分の7.40」を「100分の7.45」に改める。

第4条を次のように改める。

第4条 削除

第5条中「2万6,500円」を「2万9,800円」に改める。

第6条中「100分の2.82」を「100分の3」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第7条の2中「1万1,000円」を「1万2,000円」に改める。

第7条の3第1号中「6,600円」を「7,000円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,500円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「5,250円」に改める。

第8条中「100分の2.23」を「100分の2.28」に改める。

第9条を次のように改める。

第9条 削除

第9条の3中「6,600円」を「7,000円」に改める。

第 23 条第 1 項中「22 万円」を「24 万円」に改め、同項第 1 号ア中「18,550円」を「20,860円」に改め、同号ウ中「基礎課税額の」を削り、「7,700円」を「8,400円」に改め、同号エ中「基礎課税額の」を削り、同号エ(ア)中「4,620円」を「4,900円」に改め、同号エ(イ)中「2,310円」を「2,450円」に改め、同号エ(ウ)中「3,465円」を「3,675円」に改め、同号オ中「基礎課税額の」を削り、同号カ中「基礎課税額の」を削り、同号カ中「基礎課税額の」を削り、「4,620円」を「4,900円」に改め、同項第 2 号中「29 万円」を「29 万 5,000円」に改め、同号ア中「13,250円」を

「14,900円」に改め、同号ウ「基礎課税額の」を削り、「5,500円」を「6,000 円」に改め、同号エ中「基礎課税額の」を削り、同号エ(ア)中「3,300円」を「3,500 円 | に改め、同号エ(イ)中「1,650円 | を「1,750円 | に改め、同号エ(ウ)中「2,475 円」を「2,625円」に改め、同号オ中「基礎課税額の」を削り、同号カ中「基礎 課税額の」を削り、「3,300 円」を「3,500 円」に改め、同項第3号中「53 万 5,000円」を「54万5,000円」に改め、同号ア中「5,300円」を「5,960円」に 改め、同号ウ中「基礎課税額の」を削り、「2,200円」を「2,400円」に改め、 同号エ中「基礎課税額の」を削り、同号エ(ア)中「1,320円」を「1,400円」に 改め、同号エ(イ)中「660円」を「700円」に改め、同号エ(ウ)中「990円」を「1,050 円」に改め、同号オ中「基礎課税額の」を削り、同号カ中「基礎課税額の」を 削り、「1,320円」を「1,400円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,975円」 を「4,470円」に改め、同号イ中「6,625円」を「7,450円」に改め、同号ウ中 「10,600円」を「11,920円」に改め、同号エ中「13,250円」を「14,900円」 に改め、同項第2号ア中「1,650円」を「1,800円」に改め、同号イ中「2,750 円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「4,400円」を「4,800円」に改め、同号 エ中「5,500円」を「6,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の南あわじ市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

現 行	改正案	備考
第1条 略	第1条 略	
(課税額)	(課税額)	
第2条 略	第2条 略	
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得 割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合 算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、 基礎課税額は、65万円とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得 割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。 ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額 は、65万円とする。	
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が24万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、24万円とする。	
4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。	4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。	
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額) 第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得	

に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第31 4条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.40を乗じて算定する。

2 略

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.75を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 2万6,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得 割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100</u> 分の2.82を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産 割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の1.25を乗じて算定する。 (国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保 に係る地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第31 4条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に100分の7.45を乗じて算定する。

2 略

第4条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について 2万9,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条の2 略

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得 割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100</u> <u>分の3</u>を乗じて算定する。

<u>第7条</u> 削除

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保

険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につ いて1万1,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯 別平等割額)

- 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円
 - (2) 特定世帯 3,300円
 - (3) 特定継続世帯 4,950円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る 基礎控除後の総所得金額等に100分の2.23を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る 当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に1 00分の0.62を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 略

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6,600 | 第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000 円とする。

第10条~第22条 略

険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人につ いて1万2,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯 別平等割額)

- 第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世 帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円
 - (2) 特定世帯 3,500円
 - (3) 特定継続世帯 5,250円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る 基礎控除後の総所得金額等に100分の2.28を乗じて算定する。

第9条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 略

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

円とする。

第10条~第22条 略

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条に

(国民健康保険税の減額)

- 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。
 - (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等か収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条に

おいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人 について18,550円

イ略

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>後期高齢者支援 金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について7,700円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>後期高齢者支援 金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620円
 - (4) 特定世帯 2,310円
 - (ウ) 特定継続世帯 3,465円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について9,100円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>世帯別平等割額 1世帯について<u>4,620円</u>
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健

おいて「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について20,860円

イ 略

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について8,400円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,900円
 - (4) 特定世帯 2,450円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>3,675円</u>
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について9,100円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について<u>4</u>,900円
- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額 の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健

康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について13,250円

イ略

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>後期高齢者支援 金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について5,500円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>後期高齢者支援 金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円
 - (4) 特定世帯 1,650円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>2,475円</u>
- オ 介護納付金課税被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,500円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>世帯別平等割額 1世帯について 3,300円

康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,900円

イ略

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について6,000円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定 める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円
 - (4) 特定世帯 1,750円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>2,625円</u>
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1 人について6,500円
- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人 について5,300円

イ 略

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>後期高齢者支援 金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規 定する世帯主を除く。)1人について2,200円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>後期高齢者支援 金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、 それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円
 - (イ) 特定世帯 <u>660円</u>
 - (ウ) 特定継続世帯 990円
- オ 介護納付金課税被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について2,600円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)
 - ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,960円

イ略

- ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主 を除く。)1人について2,400円
- エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の 世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額
 - (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400円
 - (イ) 特定世帯 700円
 - (ウ) 特定継続世帯 <u>1,050円</u>
- オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1 人について2,600円

- カ 介護納付金課税被保険者に係る<u>基礎課税額の</u>世帯別平等割額 1世帯について<u>1,320円</u>
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以 後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割 額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険 者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっ ては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険 者均等割額から、次の号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める額を減額して得た額とする。
- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について 次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,975円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,625円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,600円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,250円
- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,650円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,750円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,400円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 5,500円

- カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,400円
- 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以 後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。) がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割 額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険 者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっ ては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険 者均等割額から、次の号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に 定める額を減額して得た額とする。
 - (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について 次に定める額
 - ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,470円
 - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7,450円
 - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11,920円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14,900円
 - (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
 - ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,800円
 - イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 3,000円
 - ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 4,800円
 - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,000円

3 略	3 略	
第23条の2以下 略	第23条の2以下 略	